

都立高等学校入学者選拔出願書類一覧 (学力検査に基づく選抜・全日制)

提出を要する書類等		入学願書（所定の用紙） * 1	入学考査料（所定の納付書） * 2	調査書（様式 10）	スピーキングテスト個人レポート （都立高校提出用） * 3	自己 P R カード（様式 12）	成績証明書又はこれに代わるもの	成績一覧表（別送）（様式 11）	住民票記載事項証明書（様式 応 3）	理由書（様式 応 7）	具申書（様式 14）	自己申告書（様式 13）	志願者一覧（様式 32） * 4	その他必要な書類
入学日まで に転居予 定の ない者	都内の中学校を卒業見込みの者 又は既に卒業した者	卒業見込みの者	◎	◎	◎	▲		◎			△	△	◎	
		卒業生	◎	◎	◎ * 5	◆	▲		◎	●		△		応募資格審査取扱要項 1 に 定める書類
	中学校卒業認定者		◎	◎		◆	▲		◎	●		△		中学校卒業程度認定証書
	高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者（義務教育年限が満 12 歳までであったときに義務教育を終え、その後相当年齢に達した者）		◎	◎		◆	▲		◎	●		△		出身小学校の修了証書
	国内の外国人学校において日本の 9 年の義務教育相当の教育を修了見込み又は既に修了した外国籍を有する者	修了見込みの者	◎	◎	◎	◆	▲		◎ * 6	●		△		調査書が発行できない場合は、外国人学校の修了（見込み）証明書
		修了者	◎	◎	◎ * 5	◆	▲		◎ * 6	●		△		
入学日まで に転居予 定のある者	都内在住者で都内の中学校を卒業見込みの者	卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆	▲	○	◎		△	△		応募資格審査取扱要項 1 に 定める書類
		卒業生	◎	◎	◎ * 5	◆	▲	◇	◎	●		△		
	都外在住者で都内に転入することが確実な者	島しょの中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◎	▲	◎				△		島しょからの転居に関する 申立書（様式 15）
		島しょへ転居予定の者	◎	◎	◎	◎	▲	◎				△		島しょへの転居及び身元引 受人に関する申立書 （様式 15-2）
		都立特別支援学校に在籍している者	◎	◎	◎	◆	▲	◎		●		△		特別支援学校校長又は児童福祉施設の長の「意見書」 （志願者の入学後の居住予定等について記載のあるもの）
	海外で学校教育における 9 年の課程を修了後、入学日までに都内に転入することが確実な者	都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童	◎	◎	◎	◆	▲	◎		●		△		応募資格審査取扱要項 3 に 定める書類
		上記以外の者	◎	◎	◎	◆	▲	○		●		△		
		日本人学校卒業（見込み）者	◎	◎	◎ * 5		▲	○		●		△		応募資格審査取扱要項 4 に 定める書類
		現地校卒業（見込み）者	◎	◎			▲ ◎ * 5			●		△		

（注 1） 上記の「転居」には、島しょ以外の都内での転居は含まない。

（注 2） ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びスピーキングテスト個人レポート（原本）は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。

なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに替えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。

○は、卒業見込みの者のみ提出する。ただし、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。また、卒業者については提出する必要はない。

* 1 は、第一次募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

* 2 は、第一次募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

* 3 は、第一次募集においてのみ提出する（エンカレッジスクールに指定された都立高校においては、提出する必要はない。）。

* 4 は、第一次募集においてのみ提出する。

* 5 は、令和 8 年 3 月 3 1 日現在満 20 歳以上の者（平成 18 年 4 月 1 日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

なお、令和 3 年度から令和 6 年度までの卒業生については（様式 10-2）により作成する。

* 6 は、住民票記載事項証明書（様式 応 3）に外国籍を有していることの証明が必要。住民票記載事項証明書に証明がない場合、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

▲は、面接・面談実施校の志願者のみ提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

◇は、外国において学校教育における 9 年の課程を修了した者のみ提出する。この場合、調査書を提出する必要はない。

●は、保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合のみ提出する。

◆は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を本人の希望により受験した者のみ提出する。

（注 3） 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

（注 4） 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童については、当該児童福祉施設の長からの「意見書」、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託生徒については、「措置通知書」の写しの提出をもって、具申書とみなす。

（注 5） 住民票記載事項証明書（様式 応 3）については、次のことに留意する。

（1）志願者及び保護者について、令和 7 年 1 月 20 日以降に区市町村長が発行したものであること。

（2）志願者が成人の場合は、保護者について記載する必要はない。

都立高等学校入学者選拔出願書類一覧
(学力検査に基づく選抜・定時制)

提出を要する書類等			入学願書（所定の用紙）＊1	入学考査料（所定の納付書）＊2	調査書（様式10）	スピーキングテスト個人レポート（都立高校提出用）＊3	卒業証明書	自己PRカード（様式12）	成績一覧表（別送）（様式11）	住民票記載事項証明書（様式応3）	成人受検者特別措置申請書（様式9）	自己申告書（様式13）	志願者一覧（様式32）＊3	その他必要な書類
応募資格														
都内に住所を有する者	中学校卒業見込みの者		◎	◎	◎	◎		▲	◎	△		△	◎	都外の中学校を卒業見込みの者は住民票記載事項証明書（様式応3）が必要
	中学校卒業業者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲		◎		△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲		◎		△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲		◎	◎	△		
都内に住所を有さない者	都内に転入することが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆		▲	○			△		転居先を証明する書類
		20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△		
	現に都内に勤務先を有する者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△		勤務先を証明する書類
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△		
	都内に勤務先を有することが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆		▲	○			△		勤務先を有することが確実であることを証明する書類
		20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△		

(注1) ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びスピーキングテスト個人レポート（原本）は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。

なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに替えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。

また、★を付してある者のうち、令和3年度から令和6年度までに中学校を卒業した者については調査書（様式10-2）を用いる。

＊1 は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

＊2 は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

＊3 は、第一次募集・分割前期募集においてのみ提出する。

○は、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。

▲は、面接実施校の志願者のみ提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

◆は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を本人の希望により受験した者のみ提出する。

(注2) 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

(注3) 令和8年3月31日現在満20歳以上の者（平成18年4月1日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

なお、令和3年度から令和6年度までの卒業生については（様式10-2）により作成する。

(注4) 住民票記載事項証明書（様式応3）については、次のことに留意する。

(1) 志願者及び保護者について、令和7年1月20日以降に区市町村長が発行したものであること。

(2) 志願者が成人の場合は、保護者について記載する必要はない。

(注5) 第2学年相当以上に出席する者については、調査書を提出する必要はない。

(注6) 成人受検者特別措置は、定時制課程単位制高校を除く。

別表 2－2－2

都立高等学校入学者選拔出願書類一覧
(チャレンジスクール及び八王子拓真高校(チャレンジ枠))

提出を要する書類等		入学願書 (所定の用紙) * 1	入学 考査料 (所定の納付書による) * 2	志願 申告書 (所定の用紙)	卒業見込 証明書 (様式任意)	卒業 証明書	単位 修得 証明書等	住民票 記載事 項証明 書 (様式 応 3)	自己 申告書 (様式 13)	志願者 一覧 (様式 32) * 3	その他必要な書類
応募資格											
都内に住所を有する者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	▲			▲	△	◎	
	中学校卒業生	◎	◎	◎		◎	△	◎	△		
	高等学校等中途退学者	◎	◎	◎			◎	◎	△		
都内に住所を有さない者	都内に転入することが 確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	▲			△		転居先を証明する書類
		中学校卒業生	◎	◎	◎		◎	△	△		
		高等学校等中途退学者	◎	◎	◎			◎	△		
	現に都内に勤務先を有 する者	中学校卒業生	◎	◎	◎		◎	△		△	勤務先を証明する書類
		高等学校等中途退学者	◎	◎	◎			◎		△	
	都内に勤務先を有する ことが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	▲				△	勤務先を有することが確実であることを証明する書類
		中学校卒業生	◎	◎	◎		◎	△		△	
		高等学校等中途退学者	◎	◎	◎			◎		△	

(注 1) ◎は、必ず全員提出する。

▲は、都外の中学校を卒業見込みの者が提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

* 1 は、第一次募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

* 2 は、第一次募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

* 3 は、第一次募集においてのみ提出する。

(注 2) 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

(注 3) 八王子拓真高校(チャレンジ枠)の入学願書は、都立高校共通願書を使用すること。

(注 4) 調査書及び成績一覧表を提出する必要はない。

(注 5) 高等学校等中途退学者で修得単位数がゼロの場合は、単位修得証明書の代わりに高等学校等に在学していたことを証明する書類を提出する。

(注 6) 住民票記載事項証明書(様式応 3)については、次のことに留意する。

(1) 志願者及び保護者について、令和 7 年 1 1 月 2 0 日以降に区市町村長が発行したものであること。

(2) 志願者が成人の場合は、保護者について記載する必要はない。

都立高等学校入学者選拔出願書類一覧
(学力検査に基づく選抜・通信制)

提出書類			共 通					都内に住所を有する者	都内に勤務地を有する者	都内に転居又は勤務予定の者 (資格審査を要する者)	任意提出
			入学願書 (各学校所定の用紙)	入学考査料 (所定の納付書)	調査書 (様式10)	成績証明書 (各学校所定の用紙)	成績一覧表 (別送) (様式11)	住民票記載事項証明書 (様式応3)	志願者一覧 (様式32)	勤務証明書	自己申告書 (様式13)
第1学年相当	前期	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎		○		◎		◎
		中学校卒業生	◎	◎	◎ ★			◎		◎	◎
	後期	中学校卒業予定者、中学校既卒者又は 高等学校等1年未満中途退学者	◎	◎	◎ ★			◎		◎	◎
		高等学校等中途退学者又は高等学校在 籍中の者で、高等学校の修得単位数が 新宿山吹高校は、0～18単位の者 一橋高校は、0～13単位の者 砂川高校は、0～13単位の者	◎	◎	◎ ★	◎		◎		◎	◎
第2学年相当以上	期	高等学校等中途退学者又は高等学校在 籍中の者で、高等学校の修得単位数が 新宿山吹高校は、19単位以上の者 一橋高校は、14単位以上の者 砂川高校は、14単位以上の者	◎	◎		◎		◎		◎	◎

該当者のみ任意提出

- (注1) ◎は、必ず全員提出する。ただし、★を付してある者のうち、令和3年度から令和6年度までに中学校を卒業した者については調査書(様式10-2)を用いる。
○は、都内に住所を有する者は必ず提出する。ただし、成績一覧表は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。また、都外在住者で、都内に転入することが確実な者又は都内に勤務先を有することが確実な者で、中学校において成績一覧表を作成できない場合、提出する必要はない。
学校によっては、この様式以外にも提出が必要となる書類があるので、出願する高校の募集案内を参照すること。
- (注2) 入学願書(学校所定の用紙)は、前期選抜においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。
- (注3) 入学考査料は、前期選抜においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。
- (注4) 令和8年3月31日現在満20歳以上の者(平成18年4月1日以前に出生した者)は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。
- (注5) 住民票記載事項証明書(様式応3)については、次のことに留意する。
- (1) 志願者及び保護者について、令和7年11月20日以降に区市町村長が発行したものであること。
 - (2) 志願者が成人の場合は、保護者について記載する必要はない。